

# 温室効果ガスの削減に向けた気候変動イニシアチブについて

赤星 貞夫\*

## 1. はじめに

地球温暖化防止のための国際的枠組みであるパリ協定では、地球温暖化を産業革命前と比べて1.5°Cに抑えることによって、多くの気候変動の影響を回避できるとしている。そのためには、2030年時点で2010年比45%減、2050年前後に正味ゼロにすることが必要になるとともに、21世紀にわたって100～1000Gt-CO<sub>2</sub>の空気中からの二酸化炭素除去(Carbon Dioxide Removal：バイオマス、CCS等により大気中のCO<sub>2</sub>を除去し、地中や海洋等に恒久的に貯留する)が必要となる。大規模な二酸化炭素除去技術は未だ実用化されておらず、これを回避するためにはなるべく早期にCO<sub>2</sub>の排出量を削減し、大気中のCO<sub>2</sub>蓄積量の増加を抑制していく必要がある。

こうした状況に鑑み、先進国を中心に2050年～2060年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を掲げる国が増えるとともに、当該目標を達成するためのマイルストーンとして、2030年の温室効果ガスの削減目標も各国政府から発表されている。日本は、2030年に2013年比で46%減という排出削減を掲げている。(表1)

表1 主要国の温室効果ガス削減目標

	2030年中期目標	長期目標
英国	少なくとも▲68% (1990年比) (2013年比▲55.2%相当)	2050年少なくとも▲100% (1990年比)
独	▲65% (1990年比)	2045年排出実質ゼロ
EU	少なくとも▲55% (1990年比) (2013年比▲44%相当)	2050年排出実質ゼロ
米国	▲50～52% (2005年比) (2013年比▲45～47%相当)	2050年排出実質ゼロ
日本	▲46% (2013年比)	2050年排出実質ゼロ
中国	2030年迄に排出量を削減に転ず (GDP当り排出量を2005年比65%超削減)	2060年CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロ

これらは何れも、簡単に達成できる目標ではない。なかでも、大規模な洋上風力開発を次々に展開、再生可能エネルギーの導入を強力に推進し、今年11月のCOP26では議長国を務める英国の目標が突出している。また、ドイツも本年5月に、これに準ずる排出量削減目標の引き上げを発表している。なお、EUの目標は京都議定書の基準年である1990年と比

較して設定され、一方、米国は排出量が多かった2005年と比較して設定され、それぞれ半減以下まで削減する目標となっている。日本の2013年比で46%減という目標も、各国の目標を2013年比で見れば、EU、米国と同等の水準となっている。やや控えめとはいえども、世界最大の温室効果ガス排出国(約28%：2017年データ<sup>1)</sup>)である中国がこのような目標を発表したことのインパクトははかり知れない。

上記は国の政策レベルでの目標であるが、一方、民間ベースでも温室効果ガス削減のための先進的な取り組みを推進しようとする様々な国際的な活動(気候変動イニシアチブ)が進められている。これらの多くは環境NGOが、民間の自主的な取り組みを啓発・促進しようと始めたものであるが、こうした活動に賛同する機関投資家や銀行の増加、また、気候変動対応が資金調達や事業運営そのものに大きな影響を及ぼすとの認識が企業側においても定着してきたことから、こうした気候変動イニシアチブに積極的に対応していこうとする企業が増えている。

気候変動イニシアチブへの参画は、いわば取引先や市場との約束であり、長期にわたって削減対応、計測、報告や公表等の責任を負うことになる。現在議論されているレベルの排出量削減は、企業のコスト増につながるものであり、国レベルでの競争条件のイコールフットイングが国境炭素調整措置(気候変動対策が不十分な国からの輸入品に対し、生産過程で排出された炭素の量に応じて、自国と同等の排出負担を課す措置)とすれば、こうした気候変動イニシアチブは国際取り決めに先行する民間レベルでのそれとの見方もある。一方で、企業の気候変動問題に対する真摯な取り組み姿勢を対外的に示すという効果もある。

本稿では、存在感を増す主要な国際気候変動イニシアチブの概要について紹介するとともに、当部が昨年から実施している気候変動イニシアチブ対応のコンサルティング業務についてもご紹介する。

\* 環境・再生可能エネルギー部

## 2. 主な国際気候変動イニシアチブについて

### 2.1 CDP

#### 2.1.1 CDPの概要

CDP<sup>2)</sup>は、従前「カーボンディスクロージャープロジェクト」という名称で気候変動に係る対策を企業にアンケートし、その内容を投資家等に開示するものであったが、2010年から水セキュリティ、2012年からはフォーレスト（森林）についてもアンケートするようになり、スコープが拡大したため、現在はカーボンディスクロージャープロジェクトとは呼ばず、頭文字だけの標記で「CDP」という名称になっている。英国に本部を置く国際NGOである。

CDPの仕組みは、概略以下のとおりである。投資家又はサプライチェーン上の顧客の要請に基づき、CDP事務局は企業にアンケートへの回答を要請する。回答要請を受けた企業は、公開か非公開かを選択の上、任意で回答を行う。公開の場合は回答内容がCDPのウェブサイトで公開され、非公開を選択した場合は、公開要請をした投資家、顧客との間で回答が共有される。

回答内容については、CDPのスコアリング・パートナーとなっている企業がこれを一定の採点基準に照らして採点し、その結果を8段階で公表する。なお、回答は前述のとおり任意であるものの、回答を行わなかった企業については「辞退」あるいは「無回答」と記載され「F」の評価を受ける。この評価は、十分な情報提供をしなかったことに対してであり、環境への責務に対してではない。（図1）



図1 CDPの採点・評価システム

CDPについては、2020年時点で、投資運用額106兆ドル超の515を超える投資家、購買力4兆ドルを超える150のサプライチェーンプログラムメンバーが、9,600社以上の企業から回答を得ており、こ

れら回答企業で世界の時価総額の50%以上を占めているとされる。2020年、日本の企業も気候変動に係る質問書だけでも801社が回答を行っている。ちなみに、回答にあたっては、10万円～70万円程度の手数料を支払う必要がある。

CDPは投資家や顧客向けに企業の気候変動対策の開示を求め、事業の継続性や成長性を把握する点に主眼があるが、回答内容は企業の気候変動対策に関する気づきを促し、マネジメントの改善や、企業の先導的な取り組みを促すといった、気候変動対策への誘導的な色彩が強い内容となっている。また、当然のことながら事実に基づくものであるものの、回答の巧拙は点数にも影響することから、設問の意図や複雑な評価システムを理解したうえで回答を作成することが必須となる。

#### 2.1.2 CDP（気候変動）への主な回答項目

##### (1) ガバナンス

気候変動対策に係る取締役会レベルの監督機関の設置の有無、取締役会による監督の方法や、気候関連問題への最高責任者などを説明する必要がある。また、気候変動問題に対する管理へのインセンティブの有無も問われる。

##### (2) リスクと機会

回答の中心的な部分の一つであり、気候関連のリスクと機会をどのようなプロセスで特定、評価し、これらに如何に対応しているかを説明する必要がある。特に事業に重大な財務的、戦略的な影響を及ぼす可能性がある、当該企業固有の潜在的なリスクや機会の特定について、定量的な評価結果も含めた説明が求められる。

##### (3) 事業戦略

事業戦略策定のために気候関連シナリオ分析の使用の有無が問われ、現時点で行っていない場合でも、今後行っていく予定がある旨記載すると、得点が得られるなど、TCFD手法の採用（Task force on Climate-related Financial Disclosures：2.3節参照）を誘導する内容となっている。

##### (4) 排出量の目標と実績、算定

回答企業は、以下の3つの排出Scope（カテゴリ）に分類して当該報告年に係る温室効果ガスの排出量の削減目標設定の有無、また、排出量削減のための具体的活動や数量的効果を回答する必要がある。（図2）

##### Scope1 排出量

自社が行った燃料の燃焼、工業プロセスでの排出、事業活動等において直接排出される温室効果ガスの量

##### Scope2 排出量

他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出量（温室効果ガスは、これらを生成する場所で排出される）

Scope3 排出量

その他の間接排出量，即ち，事業者の活動に関連するサプライチェーン上の他社による排出量（15類型に分類されている）

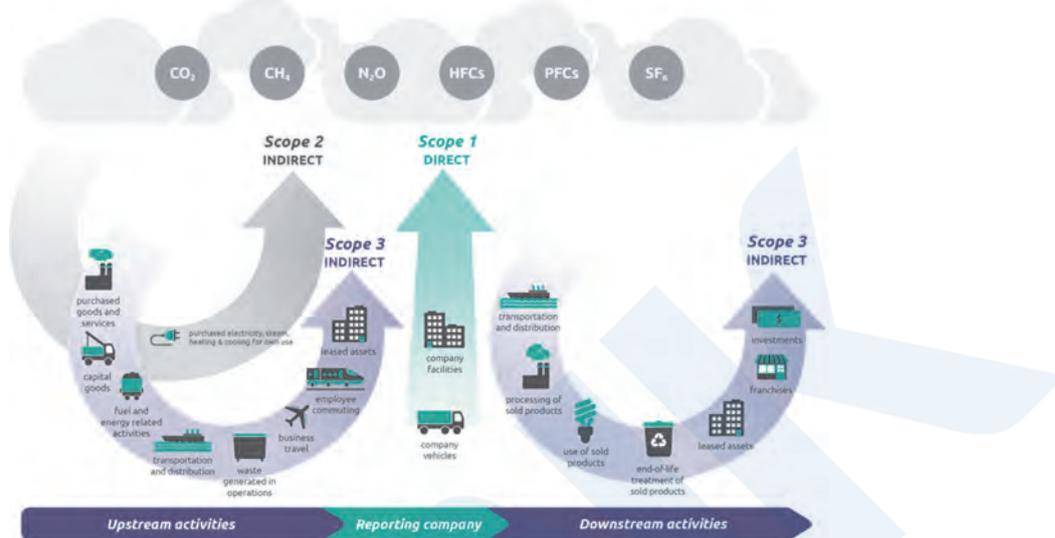


図2 排出量のScope別分類

出典：Corporate Value Chain Accounting Reporting Standard<sup>3)</sup>

Scope1, 2&3について補足～自動車为例に～

将来、製造・販売されるエンジン車（ガソリン車やディーゼル車）を電気自動車に順次切り替えていくという政府・自治体の方針が発表され、経済界も巻き込んだ議論となっている。これを、CO<sub>2</sub>の排出という観点から見れば、Scope1排出がScope2に切り換わることに相当する。

ご参考までに、ガソリンエンジン車と電気自動車の走行中のCO<sub>2</sub>排出量を試算すれば、エンジン車がガソリン1ℓで15km走ると仮定した場合、1km当たり155gのCO<sub>2</sub>（Scope1）が放出される。一方、電気自動車が、1kmの走行に電力0.1kWhを消費すると仮定すれば、日本の電力会社の電力を充電して使用する場合、1km当たり47gのCO<sub>2</sub>（Scope2）が排出される計算となる。走行に伴うCO<sub>2</sub>の排出量だけでみれば、現在の火力発電を主体とする電源構成であってもCO<sub>2</sub>は大きく減少する。しかしながら、電気自動車の場合は、バッテリーの製造工程中に、エンジン車以上にCO<sub>2</sub>を排出（Scope3排出に相当）することから、現状の電源構成を前提とすれば、走行距離の多い車両でなければ、CO<sub>2</sub>排出量削減効果は限定的となる可能性がある。

したがって、自動車の電化にあたっては、充電用の電力供給を確保することに加えて、再生可能エネルギー発電等のCO<sub>2</sub>を直接排出しない電源を

どれだけ増やせるかが鍵となる。

なお、Scope2排出に関して、CDPでは、再エネ証書（当該電力量に対する排出量を保証）の活用は認められているものの、日本の地球温暖化対策法、省エネ法で活用が認められているオフセットクレジット（プロジェクト実施前の排出量（ベースライン）と実施後の実排出量の差分をクレジットとして価値化）は使用が認められていないことに留意する必要がある。

また、目標の設定方法には、絶対量（総量目標）で定める方法と、基準となる単位活動量当たりの量（原単位目標）で定める方法がある。

特に科学的根拠に基づく排出量の削減目標の設定（Science Based Targets：2.2節参照）を行う場合は、得点が上乘せされ、積極的な削減目標の設定が推奨される形となっている。

また、算定された排出量の記載にあたっては、ロケーション基準と呼ばれる「事業場等の所在地に適用される一般的な排出係数を用いて計算」した結果を掲載するとともに、マーケット基準と呼ばれる「再エネ・低炭素電力等の調達等の個々の契約に基づく排出係数を用いて計算」した結果の双方を記載し、各企業による温室効果ガスの削減努力を数値的に示す方法が採用されている。（図3）

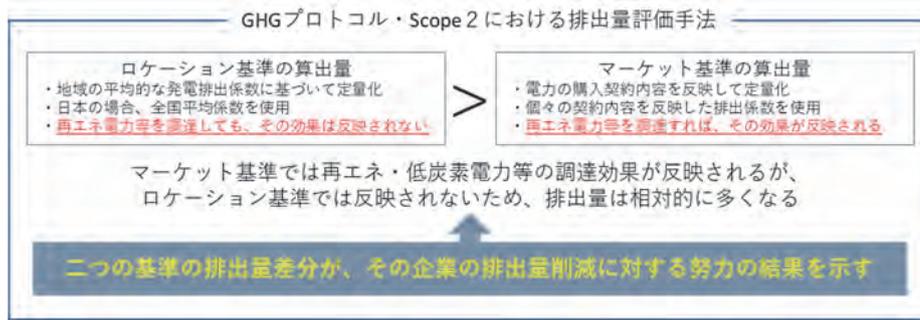


図3 ロケーション基準とマーケット基準

さらに、排出量の数値について第三者機関による検証／保証がなされているか否かによっても、CDPによる評価が異なってくる。

なお、CDPによる評価は温室効果ガスの絶対量の大小ではなく、いかに温室効果ガスの排出量を正確に把握しているか、削減に向けた努力を今行っているか、将来に向けた削減計画を立てているかという観点から評価されることに留意する必要がある。

(5) カーボンプライシング

最近、カーボンプライシングという言葉が新聞紙上でも良く出てくるが、一般には、炭素税、又は「キャップアンドトレード」と呼ばれる総排出量の

上限規制と排出権の取引制度を組み合わせる方式の何れかを意味する。後者においては、排出権に価格が設定され、売買されることからカーボンプライシングと呼ばれる。冒頭に述べた厳しい削減目標を達成していくためには、日本においても、コロナ問題が収まった後に、この様な経済的仕組みの本格的な導入に向けた議論が活発化するものと思われる。

なお、実は、日本でも、炭素税はすでに2012年に「地球温暖化対策税」として導入されているが、二酸化炭素1トン当たり289円と他国に比べて非常に低く、その効果は極めて限定的となっている。(図4)

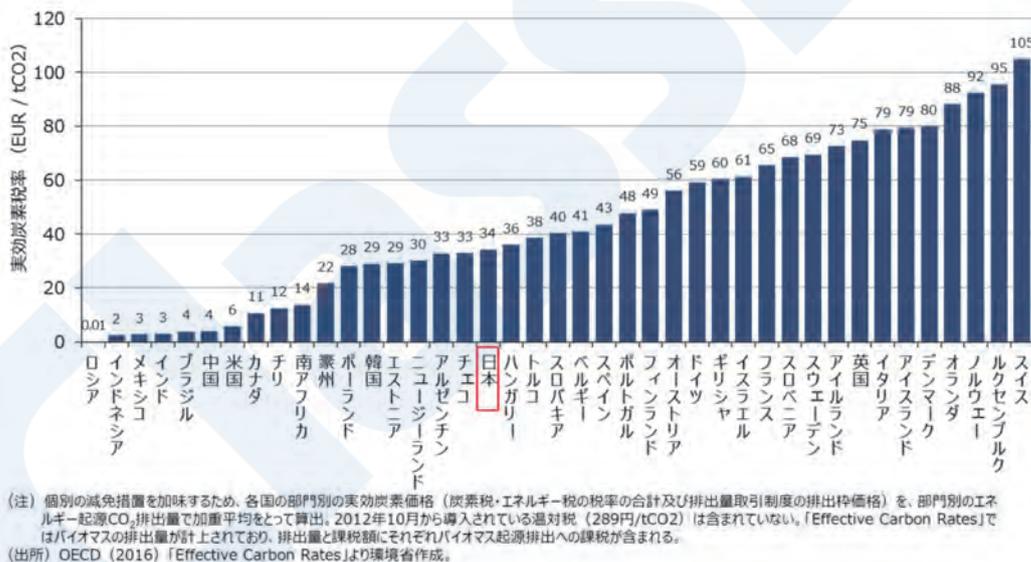


図4 実効炭素価格の国際比較 (全部門, 2012年4月)  
～排出権価格, 炭素税, エネルギー税の合計～

出典：環境省・中央環境審議会・カーボンプライシングの活用に係る小委員会第4回資料 (資料2)

一方、キャップアンドトレードについても、東京都や埼玉県においては、独自の制度が導入され、商業ビルや製造事業所におけるCO<sub>2</sub>の排出削減に寄与している。ちなみに欧州では、2050年の排出実質ゼロを目指して、2030年頃までの厳しい中期目標が次々と発表されたことから、排出権を手当てしておきたい企業により、ヘッジファンドによる排出権

取引が活発化、取引価格が上昇してきており、昨年は20～30ユーロ/トンだった取引相場が2021年4月時点で40ユーロ/トン(日本円で約5,000円)まで上昇している。今後も、規制の強化に伴い、取引価格は上昇すると見られ、欧州域内の企業のコスト負担は増加、これに伴い、国境炭素調整措置の議論も活発化するものと思われる。

すっかり、前置きが長くなってしまったが、CDP回答においては、こうした既存のカーボンプライシング制度が、事業にどのような影響を及ぼしているかについて記述する必要がある。さらに、インターナショナルカーボンプライシングという将来の炭素価格の上昇、すなわち規制強化や炭素税率のアップに備えて、社内で仮定の炭素価格を設定して投資判断に活用する等の取り組みを行っているか否かについても質問が設けられている。

インターナショナルカーボンプライシングの導入は、利用の仕方によっては自社の競争力の制約要因となる可能性もあるが、日本企業の場合、現時点においては、低炭素投資の推進、省エネの推進、社内行動の変革等を目的として利用するところが多い<sup>4)</sup>。

#### (6) エンゲージメント

日本語で言えば、「積極的な協働」と訳すのが適当かもしれない。サプライヤーや顧客との積極的な協働で取り組む気候変動対策について記載する。また、気候変動対策の政策に対して直接又は間接に影響を及ぼす活動（例：業界団体での関連の活動）についても設問がある。これらの活動の詳細について記載する必要がある。

### 2.1.3 日本企業等による回答状況及び評価

2.1.1節で、回答企業は8段階で評価されると説明したが、最上位の評価であるAランクを気候変動分野で取得した企業は2020年、全体の5%であり、世界で273社あった。うち、日本企業が53社あり、日本は世界的に見ても多くのAランク企業を出している国となっている。

海外に比べて、再生可能エネルギーの導入比率が低かったり、化石賞という不名誉な賞を授与されたりしている日本において、このように世界的な評価軸に照らして評価されることには当該企業の関係者のご努力は大変なものがあると拝察する。

## 2.2 SBT

SBT (Science Based Targets) は2015年に発足したイニシアチブで、企業が設定した温室効果ガスの削減目標が、パリ協定に対応した気候科学の知見 (IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change (国連気候変動に関する政府間パネル)) と整合した削減目標であるか否かを認定する活動である。運営主体であるSBTは気候変動に関する情報開示を推進する連合体 (国連グローバルコンパクト, CDP, 世界資源研究所 (WRI), 世界自然保護基金 (WWF) によって設立された。

SBTに参加して自社の目標の検証を受ける企業は、最低5年から最大15年の期間をカバーする目標を設定しなければならない。また、15年を超える

長期目標の設定が推奨される。

SBT, 即ち気候科学の知見と整合した削減目標の設定は以下による必要がある<sup>5)</sup>。

### 2.2.1 Scope1・Scope2排出量

Scope1, Scope2の少なくとも95%をカバーすべきである。

原則総量削減である。

ただし、事業セクターによっては、その特性を踏まえた算定手法 (SDA : Sectoral Decarbonization Approach) が認められており、特定の生産量・活動量当たりの排出量の減少を設定することが認められる。海上貨物輸送サービス産業については、総量削減方法に基づくSDA Transport Toolが削減シナリオを提供しているが、現在更なる開発作業が進行中である。

具体的な削減レベルについては、2019年10月15日以前は、気温上昇を2℃未満に維持するために必要な温室効果ガス排出量のレベルが要件とされており、2050年に49~72%削減を目安として、2025年~30年頃の目標を設定することが求められていたが、IPCCの1.5℃特別報告書の内容を踏まえて、現在は少なくとも「気温上昇が2℃を十分に下回る (Well-below 2℃) 削減経路」に適合すべきとされている。また、「気温上昇を1.5℃以下に抑える基準」に向けて努力することが推奨されている。(図5)

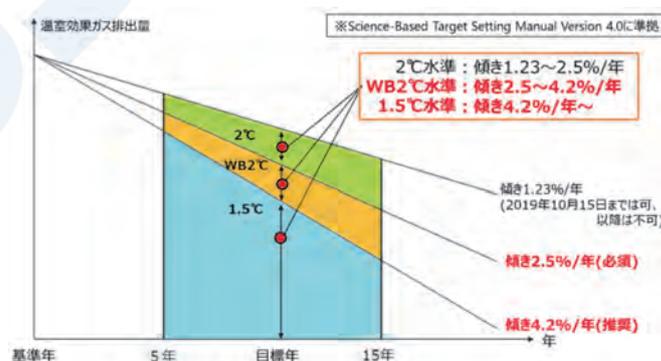


図5 SBTの削減シナリオイメージ

出典：国際的な気候変動イニシアチブへの対応に関するガイダンス，経済産業省・環境省 (2019年3月策定2021年3月最終改定)

その他に、様々な製品・サービスを提供し、成長が早い企業に適した、付加価値当たりの温室効果ガス排出量 (GEVA) という方法もあり、この場合は毎年7%減という目標が必要となる。

また、Scope2に限っては、再生可能エネルギー電力の購入目標を2025年までに80%、2030年までに100%とするという代替選択肢もある。

## 2.2.2 Scope3排出量

Scope3排出量が、Scope1+2+3の40%以上の場合、スコープ3について目標を設定すべきである。総量削減又は原単位排出量の削減が認められる。「気温上昇を1.5℃以下に抑える基準」、「気温上昇が2℃を十分に下回る(Well-below 2℃)基準」若しくは「2℃経路」、又はSDA手法で認定された方法であれば野心的とみなされる。

さもなければ、物理的原単位目標が、対象期間で少なくとも年平均2%以上の原単位削減が野心的とみなされる。経済的原単位目標の場合は少なくとも年平均で7%減少する場合は野心的とみなされる。

また、Scope3排出量目標のバウンダリは、少なくとも、Scope3排出量全体の2/3を含めるべきである。

## 2.2.3 日本企業等による目標設定状況

正式にSBT設定を約束した企業は2021年5月7日時点で1,408社(うち日本企業129社)、目標がSBT整合と認定された企業は701社(うち日本企業99社)である。さらに、1.5℃対応(Business Ambition for 1.5℃)を目指す企業誓約を行った企業も538社(日本企業20社)ある<sup>6)</sup>。

## 2.3 気候関連財務情報開示タスクフォースTCFD

TCFD(Task force on Climate-related Financial Disclosures)は、気候変動が及ぼす以下のリスクが金融システムの安定を損なうおそれがあるとして、2015年9月に当時の金融安定理事会(FSB:各国の中央銀行総裁及び財務大臣で構成)の議長・英国中央銀行総裁Mark Carney氏が提唱したスキームである。FSBはCOP21の開催期間中に、民間主導によるTCFDを設置し、2017年6月に自主的な情報開示の在り方に関する提言(TCFD最終報告書)を公表した。

- ①物理的リスク：洪水、暴風雨等の気象事象によってもたらされる財物損壊等の直接的インパクト、グローバルサプライチェーンの中断や資源枯渇等の間接的インパクト
- ②賠償責任リスク：気候変動による損失を被った当事者が他者の賠償責任を問い、回収を図ることによって生じるリスク
- ③移行リスク：低炭素経済への移行に伴い、GHG排出量の大きい金融資産の再評価によりもたらされるリスク  
これを踏まえて、2,000を超える機関等が上記提言の趣旨に賛同するとともに、前述のCDPにおい

ても2018年より、TCFDに対応する形で質問書の改訂を行っている。日本企業の中にもこれに賛同するところが増えている(2021年5月6日時点で388社、米国、英国を上回って第一位)<sup>7)</sup>。また、最近では、TCFDの規制化に向けた動きも顕著である。

TCFDは、GRI(Global Research Institute)がマルチステークホルダー向けにESG情報全般について主にサステナビリティ報告書として作成することを求めたり、また、IIRC(Integrated Reporting)が投資家向けに同じくESG情報全般について統合報告書として作成を求めたりしている開示フレームと異なり、気候関連情報に特化した開示フレームワークとなっている。

TCFDは、全ての企業に対し、①2℃目標等の気候シナリオを用いて、②自社の気候関連リスク・機会を評価し、③経営戦略・リスク管理へ反映、④その財務上の影響を把握し、これらを一般的な年次財務報告等に盛り込んで、開示することを求めている。(図6)

また、非金融セクターにうち、①エネルギー、②運輸、③原料・建築物、④農業・食糧・林業製品の4つのセクター向けに、補助ガイダンスを策定している。

### 【運輸セクター向け補助ガイダンス】

業種：空運、海運、陸運(鉄道・トラック、自動車)

開示項目：法規制強化・新技術による現行の工場・機材への財務リスク、新技術への研究開発投資、低排出基準・燃料効率化規制に対処する新技術活用の機会に対する評価と潜在的影響に係る開示

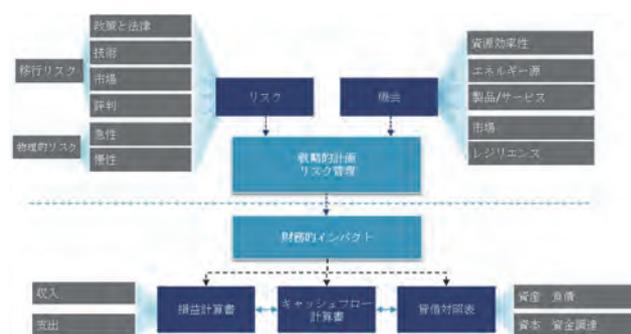


図6 気候関連リスクと機会が与える財務影響

出典：金融安定理事会による「気候関連財務情報開示タスクフォースによる最終報告書」<sup>8)</sup>に関する説明会 資料(2017年7月)

TCFDでは、気候関連リスク・機会とその財務上の影響の開示対象を例示している。TCFDの4つの開示基礎項目「ガバナンス・戦略・リスク管理・指

標と目標」のうち最上位に位置するのは「ガバナンス」であり、各基礎項目で「気候関連のリスクと機会」に関する説明が求められる。(表2)

表2 TCFDの要求項目

ガバナンス (Governance)	戦略 (Strategy)	リスク管理 (Risk Management)	指標と目標 (Metrics and Targets)
気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスクと機会をもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する。	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する。	気候関連のリスクと機会を評価及び管理するために用いる指標と目標について開示する。
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する。	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する。	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する。	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスクと機会を評価するために用いる指標を開示する。
b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する。	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス、戦略及び財務計画（ファイナンス計画）に及ぼす影響を説明する。	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。	b) Scope 1、Scope 2及び、当該組織に当てはまる場合はScope 3の温室効果ガス（GHG）排出量と関連リスクについて説明する。
	c) 2℃或いはそれを下回る将来の異なる気候シナリオを考慮し、当該組織の戦略のレジリエンスを説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価及び管理のプロセスが、当該組織の総合的リスク管理のどのように統合されているかについて説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する。

出典：金融安定理事会による「気候関連財務情報開示タスクフォースによる最終報告書」<sup>8)</sup>に関する説明会 資料（2017年7月）

上記事項の開示にあたっては、以下に留意する必要がある。

- ① 関連する情報の提示
- ② 具体性をもって完結させること
- ③ 明確に、バランス良く、わかり易く
- ④ 一貫性を保つこと
- ⑤ 同一のセクター、産業内、ポートフォリオの中の機関の間で比較可能なこと
- ⑥ 信頼性をもち、検証可能かつ客観的
- ⑦ タイムリーに開示すること

## 2.4 RE100

RE100は、企業がグローバルな事業活動で用いる電力を2050年までに全て再生可能エネルギーとすることを目指す国際イニシアチブである。国際環境NGOであるThe Climate Group（本部は英国）がCDPの協力を得て2014年から実施している。

RE100における再エネ化の対象は以下の通りである。

- ・ 報告企業の活動に伴う全てのスコープ2排出
- ・ 報告企業の自家発電に伴うスコープ1排出
- ・ 50%以上の資本を保有しているブランドや企業グループの範囲のすべての企業と活動
- ・ 50%以下の資本を保有している企業（フランチャイズや共同所有）は個別に判断

2021年4月時点で参加企業は世界で297社、日本で52社となっている。日本企業の場合、再生可能エネルギー100%を達成する目標年は早いところでは2025年、多くは2050年とする企業も多い。

対象電力は、太陽光、風力、バイオマス発電、地

熱発電、水力（大型水力を含む）となっている。（注：名称がRE100とされていることに現れているとおり、原子力は対象から外されている。）

なお、再生可能エネルギー電力の調達の中には、実際に再生可能エネルギー発電所から直接電力を調達したり、自社の社屋にPVを設置したりする、所謂リアルな再エネ電力の調達に加え、小売電気事業者が販売する再エネ電力調達メニューや、グリーン電力証書等の調達も含まれている。従って、サービス等で電力によるCO<sub>2</sub>排出のみの企業の場合は、比較的簡単にこれを実現することができる。

なお、RE100の特長として、再エネ電力の調達方法を以下の2種類に分類し、その後②による調達を推進しているところに、本取り組みの特長が見られる。

- ① 系統に元から存在する設備やFITの規制で導入された設備からの調達ケース
  - ② 需要家自らが投資を行い、再生可能エネルギー発電設備を設置して、ここから調達するケース
- 上記②の取り組みを行うことは一般には容易なことではないが、比較的事業規模の大きい企業にとって、太陽光・陸上風車といった再生可能エネルギー発電所であれば、火力発電所や大型水力発電所と比べれば、まだ設置しやすいと考えられる。

さらに、Appleのように、既に再エネ電力の調達により自社のオフィスや直営店、データセンターで使用する電力はすでに排出ゼロを達成し、排出ゼロの枠をサプライヤーまで求める企業も現れている。こうした動きはAppleのサプライチェーン上の企業にとっては、再エネ電力の調達が事業存続のための重要な課題となり、再生可能エネルギー電力の普及が遅れる日本に企業にとってはアキレス腱となるおそれもある。

ちなみに、日本においても、RE100の要求をさらに上回る、再生可能エネルギー電力調達についての自主評価基準を設ける企業もある。例えば、本年3月2日の株式会社リコーの発表によれば、同社においては、再生可能エネルギー使用率の目標引き上げに加えて、調達価格、再エネ発電施設の設定時期、発電方法、発電所と購入事業所の距離など、国内の再生可能エネルギーの質の向上にも配慮した、総合的な評価制度を導入されている<sup>9)</sup>。(表3)

表3 再エネ電力導入に係る総合評価基準

評価項目（評価の観点）	高評価	低評価
電力購入単価 （より安価な再エネ電力を優先）	安い	高い
設備の追加性 （新たな再エネ設備の開発を促進）	新規設備	既設設備
発電時のCO2発生 （環境負荷がより低いものを優先）	太陽光・風エネ・水力	バイオマス
発電所と使用場所の距離 （送電系統への負荷を抑制する）	近い	遠い
地元企業の出資比率 （地元経済への貢献度）	高い	低い

### 3. NKの取り組み

これまでに縷々ご説明した通り、気候変動イニシアチブへの対応には、それぞれの複雑なルールを熟知したうえで、企業の実態に基づき、その努力ぶりを文書、数値として表現する必要があります。

NKとしては、現時点で最も対応企業が多く、また様々な取り組みを内包するCDPコンサルを契機として、様々な気候変動イニシアチブへの対応に係るサポートメニューをそろえていきたいと考えている。



図7 取り組みステップ（イメージ）

まずは、当社が業界動向等について詳しい海運・造船業界の顧客を対象とし、顧客要望に合わせる形で、ステップバイステップのコンサルメニューを作成する。（図7）

そのうえで、NK独自作成のわかりやすい解説資料を用いて、CDP質問書の設問体系と配点システムの正しい理解を共通化したうえで、メリハリのあるドラフティングサポート業務を提供させて頂く。（図8）

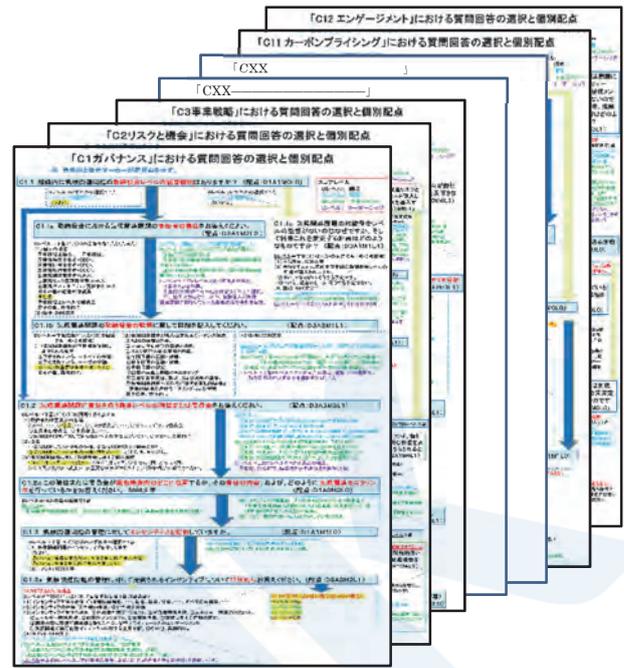


図8 NK独自作成の解説資料（例）

また、回答案が出来上がった後は、自己採点による到達レベルの把握を行い、対応方針（情報公開の方法選択等）をご相談させて頂く。

こうした当社との協働作業を通じて、各企業における気候変動対策問題への対応方針検討の一助となることを願っている。

### 4. おわりに

今回ご紹介した国際環境イニシアチブは何れも欧州発のものである。欧州と比べて再生可能エネルギーの普及が遅れ、再エネ電力のコストもまだまだ高い中、また、そもそもエネルギー多消費型の産業、これに関連する企業の多い日本において、一部の日本企業は、とても上手に海外ルールに適応されておられると感じている。

一方で、今後GHG規制が順次、強化されていく中で、引き続きこうした対応を続けていくためには、CO<sub>2</sub>削減のための水素等クリーン燃料の社会実装が必要になってくる。当社としては、長距離大量輸送は勿論として、その他のフェーズ（製造・貯蔵・使用）の安全評価や、クリーンエネルギーのLCA評価等の実施可能性について、様々な団体活動や共同研究等を通じて、勉強を重ねているところである。

関係企業の皆様と、様々な場面でご一緒する機会も今後増えてくると思うが、各分野の専門家の皆様との意見交換を行いつつ、常に、我々に何が出来るかを考えてまいる所存である。



